

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局
【提出日】	2026年 2 月27日
【会社名】	スター精密株式会社
【英訳名】	STAR MICRONICS CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 佐藤 衛
【本店の所在の場所】	静岡県静岡市駿河区中吉田20番10号
【電話番号】	054-263-1111（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 専務執行役員 機械事業部・特機事業部担当兼コーポレート 本部長 佐藤 誠悟
【最寄りの連絡場所】	静岡県静岡市駿河区中吉田20番10号
【電話番号】	054-263-1111（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 専務執行役員 機械事業部・特機事業部担当兼コーポレート 本部長 佐藤 誠悟
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号）

1【提出理由】

当社は2026年2月26日開催の当社臨時株主総会（以下、「当該株主総会」といいます。）において付議された第1号議案及び第2号議案（以下、「当該決議事項」といいます。）がいずれも原案どおりすべて承認可決されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものです。

2【報告内容】

（1）当該株主総会が開催された年月日
2026年2月26日

（2）当該決議事項の内容

第1号議案 株式併合の件

当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）について、以下の内容の株式併合（以下「本株式併合」といいます。）を実施します。

株式併合の割合

当社株式について、8,652,350株を1株に併合いたします。

株式併合の効力発生日

2026年3月17日

効力発生日における発行可能株式総数

20株

第2号議案 定款一部変更の件

本株式併合の効力発生日に、会社法第182条第2項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数は20株に減少することとなりますので、かかる点を明確にするために、定款第6条（発行可能株式総数）を変更します。

本株式併合の効力発生日に、当社の発行済株式総数は5株となり、単元株式数を定める必要がなくなりますので、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止し、定款第7条（単元株式数）、第8条（単元未満株式についての権利）及び第9条（単元未満株式の買増し）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行います。

本株式併合の効力発生日に、当社株式は上場廃止となるとともに1株以上の当社株式を所有する者ははソルスティア株式会社及びTaiyo Unleash Acrux Holdings, LPのみとなり、また本株式併合後の端数処理により、当社の株主はソルスティア株式会社及びTaiyo Unleash Acrux Holdings, LPのみとなるため、定時株主総会の基準日に関する規定及び株主総会資料の電子提供制度に係る規定はその必要性を失うこととなりますので、定款第13条（定時株主総会の基準日）及び第15条（電子提供措置等）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行います。

（3）当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第1号議案 株式併合の件	441,005	10,449	0	（注）	可決（97.69％）
第2号議案 定款一部変更の件	441,060	10,394	0	（注）	可決（97.70％）

（注）議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権数の3分の2以上の賛成によります。

（4）議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

当該株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、当該株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以 上